

# クールジャパンと おもてなし(接客)に 関わる外国人人材の 就労解禁など

公益社団法人 日本ニュービジネス協議会連合会  
一般社団法人 東京ニュービジネス協議会

# 1. 提案の骨子

## ①世界の中の日本

グローバル化を推し進め、政治的・経済的・社会的見地から国際社会との協調を図ろうという時代に、これまでも問われてきた訪日や在住する外国人に関する多くの課題を解決する段階にある。

## ②日本の強みを経済的価値へ

特に、経済的な見地において、すでに日本の強みであるクールジャパンと呼ばれる分野、さらに日本的ポスティブリティを備えた接客法である「おもてなし」については、内需では特にインバウンド増加対策、外需ではサービス業の海外進出について高度外国人人材の育成・雇用が求められて久しい。

## ③外国人就労に関する規制緩和

しかし、現状では、クールジャパンやおもてなしの分野での就労は厳格に制限されている。このため、現在、限られている外国人の就労について規制を緩和し、一定期間の就業を認めることで、人材の育成を図り、雇用効果による企業収益の増加が見込まれる。

## ④入管行政の申請制度の統一化・透明化と入管業務の一部民間委託

また、入管行政の申請制度における就労ビザの申請では、上場企業と中小企業では大きく異なるなど、ルールの不公平性・不透明性の問題が大きい。その統一化・透明化を進めるとともに、ルールを遵守しない事業者が放置されるような現状を改め、不法就労の事後監視はより徹底する方策を講ずべきである。

## 2. 現状での問題

### ①世界から注目されるクールジャパンとおもてなし文化だが.....

食、ファッション、美容、デザイン、アニメなどの分野、また、おもてなしという目には見えない接客やサービスの分野など、日本の技術や文化が世界で高く評価され、あこがれを持たれている。

しかし、現状では.....



#### ■就労の制限

外国人が本場の日本でこうした分野に就業をしようと思っても、就労資格が制限され、就業できないことが一般的。  
(伝統的な和食は、一定の制限のもとで就業が認められるようになったが、これは例外的な制度にとどまっている)

#### (1) クールジャパン分野

多くの分野では就労が認められない。

・「食」： 就労資格「技能」では、「料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国において特殊なものを要する業務に従事する者で・・・十年以上の実務経験」「ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供（以下「ワイン鑑定等」という。）に係る技能について五年以上の実務経験」に原則として限られ、和食や日本酒の分野での就労は困難（伝統的な和食では、特例的な就業制度が設けられた）。

・「美容」： 就労資格が認められず、仮に日本の美容師試験に合格しても就労はできない。

・「アニメ」「ファッション」「デザイン」など： 就労資格「技術・人文知識・国際業務」では「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合」が要件とされるなど、特に専門学校でこうした分野を学んだ外国人の就労は極めて困難。

## 2. 現状での問題

### (2) おもてなし（接客・サービス）

日本流の接客やおもてなしが求められるサービス業・販売業の分野では、ビジネスの中核を担う要素。しかし、現行の入管行政では、接客業は一律に単純労働という前提にたっており、「技能」のひとつとして認められない。また、「技術・人文知識・国際業務」の資格で就労する場合、母国語のみの接客業務しか認められていない。

→別紙：出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（抜粋）（資料①）

### (3) ルールの不公平性・不透明性の問題

以上の問題は、入管行政の不公平性・不透明性によって、より問題が増幅されている。

#### ・上場企業と中小企業の審査手続きの不公平

就労ビザ申請にかかる上場企業と中小企業の不平等さは大きく、上場企業の場合、申請書4枚と「会社四季報」等のわずか数枚の書類で手続きできるのに対し、中小企業では就労内容や外国人の実務経験・学歴、企業の経営状態、場合によっては雇用の必要性までも入管に説明・立証する必要がある。また、同等の学歴でありながら、上場企業の場合は認可され、中小企業の場合は不認可とされるケースがある。

#### ・個別事案によって扱いが異なり、ルールが不透明

入管行政では、同じような事案でも、異なる扱いをなされる場合があり、申請してみないと結果がわからないことが多い。こうしたプロセスに嫌気がさして帰国してしまう外国人も少なくない。

→別紙：具体的事例（資料②）

#### ・就労ビザ取得後の就労状況の追跡調査・監督等は不徹底

就労後の追跡調査・監督等は不徹底であるため、事業者によっては、当初入管に説明したのとは異なる業務に従事させるなど、グレーな対応もみられる。コンプライアンスを遵守する事業者（例えば、最初から接客業務に従事することを説明するなど）が相対的に不利益を蒙ることへの不公平感も大きい。

# 資料①出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（抜粋）

## ■法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手續についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。

一 申請人が自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。ただし、申請人が情報処理に関する技術又は知識を要する業務に $\blacklozenge$ 事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、この限りでない。

イ 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。

ロ 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。

ハ 十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）を有すること。

二 申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。

イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。

ロ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。

三 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

# 資料①出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（抜粋）

## ■法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動

申請人が次のいずれかに該当し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

一 料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国において特殊なものを要する業務に従事する者で、次のいずれかに該当するもの（第九号に掲げる者を除く。）

イ 当該技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において当該料理の調理又は食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者

ロ 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定附属書七第一部A第五節1（c）の規定の適用を受ける者

二 外国に特有の建築又は土木に係る技能について十年（当該技能を要する業務に十年以上の実務経験を有する外国人の指揮監督を受けて従事する場合にあっては、五年）以上の実務経験（外国の教育機関において当該建築又は土木に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

三 外国に特有の製品の製造又は修理に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において当該製品の製造又は修理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

四 宝石、貴金属又は毛皮の加工に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において当該加工に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

五 動物の調教に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において動物の調教に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

六 石油探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において石油探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

七 航空機の操縦に係る技能について千時間以上の飛行経歴を有する者で、[航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで操縦者としての業務に従事するもの](#)

八 スポーツの指導に係る技能について三年以上の実務経験（外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの又はスポーツの選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で、当該スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するもの

九 ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供（以下「ワイン鑑定等」という。）に係る技能について五年以上の実務経験（外国の教育機関においてワイン鑑定等に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する次のいずれかに該当する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

イ ワイン鑑定等に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会（以下「国際ソムリエコンクール」という。）において優秀な成績を収めたことがある者

ロ 国際ソムリエコンクール（出場者が一国につき一名に制限されているものに限る。）に出場したことがある者

ハ ワイン鑑定等に係る技能に関して国（外国を含む。）若しくは地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。）又はこれらに準ずる公私の機関が認定する資格で法務大臣が告示をもって定めるものを有する者

## 資料②外国人就労ビザ取得における課題事例

### ■ケース 1

国内の某大学・危機管理学部卒業の外国人女性は、某社（事業内容：衣料品、服飾雑貨製造並びに企画、販売）の海外進出支援・外国人観光客プロモーション企画職として人文知識国際業務の在留資格が許可された。しかし、海外の短期大学・観光日本語学科卒業の外国人女性は、同職種にも関わらず、人文知識国際業務の在留資格が許可されなかった。

最終的に申請を取り下げるまでに2度、業務内容について追加資料の提出を求められ、店舗での接客販売の業務に携わるのかどうか問われ、店舗での接客販売業務を行うのであれば許可できないとの通知があった。

上場大手（小売・流通業）においては、研修の一環として、または人文知識国際業務における営業職の解釈として、店舗で接客販売業務に就く事が容認されている。

また上場企業においては、在留資格申請時に、雇用理由書・業務内容の詳細書類の提出が免除されている。

### ■ケース 2

海外出店を予定している為、海外進出準備チームの社員として、美容専門学校を卒業した外国人女性2名の採用を決定した。

Aさんにおいては、人文知識国際業務の在留資格許可が出たが、Bさんの人文知識国際業務の在留資格については、2度にわたり専門学校で勉強した科目の提出と就労後の具体的な業務内容の追記資料を求められた。

学校で勉強した科目と就労後の業務内容の相違を指摘され、業務内容の変更を求められた。結果、本人が内定を辞退し、在留申請を取り下げた。

※外国人人材紹介会社からのヒアリングより

## 2. 現状での問題

### ②外国人の就労が制限されていることによる不利益

以上のように、外国人の就労が制約されている結果、

#### ■外国と日本のかけはしになるべき人材を喪失

せっかく日本の文化や日本流の仕事に関心を持つ外国人が、日本でステップアップする機会を得られず、そのまま帰国していることは大きな損失。

#### ■訪日外国人へのニーズにも不対応

観光インバウンドが大きく拡大している中、多くの分野で、外国語対応が不十分といった問題が生じている。  
(例えば、都心の美容室では、外国語対応のできる美容師が不足しており、外国人観光客のニーズに応えきれていない)

#### ■サービス業の海外進出の妨げ

日本流の仕事に精通した外国人材は、その企業が海外進出する際の中核人材として重要性が高い。現状では、特にサービス業の分野では、こうした外国人材を雇用・育成する道筋が閉ざされている。

### 3. 提案の具体的な内容

#### ①外国人人材の就労解禁について

- ・ファッション、美容、デザイン、アニメ、食といったクールジャパン分野や、おもてなし・接客分野で、日本国内の関連する専門学校を卒業した外国人が、一定期間、その分野で働きながら修行することを可能とする在留資格を、特区で実験的に整備する。（おもてなし・接客については、別途、業界横断的な検定制度の整備を検討する。）
- ・制度の悪用などを防ぐため、1）外国人は専門学校での出席状況などを勘案して選定、2）就業できる事業者はコンプライアンスを遵守する企業に限定、3）特区内限定で十分なチェック体制を設ける。（このため、信頼性の高い事業者・専門学校などが選定・自主監視を行うことも考えられる。）（和食に関する制度を参考とする。資料③）
- ・滞在期間は、基本的な修行期間としての「3年」に、分野ごとに必要な期間を加えた期間とする。

【規制法令】 出入国管理及び難民認定法 第2条の2（在留資格及び在留期間）

同上

別表第一

#### ②入管行政の統一化・透明化と入管業務の一部民間委託について

- ・入管行政の統一化・透明化を進めるため、上記のルール設定にあたっては、特区の区域会議が主体となって、既存のルール・手続きを含めた見直し・再整理を行う。
- ・特区内では、区域会議のもとで不法就労対策も徹底して行う。このため、入国管理局および労働基準監督署の業務の一部（就労状況の定期監査など）を一括して民間委託し（駐車違反取締りと同様）、取締り強化を図る。

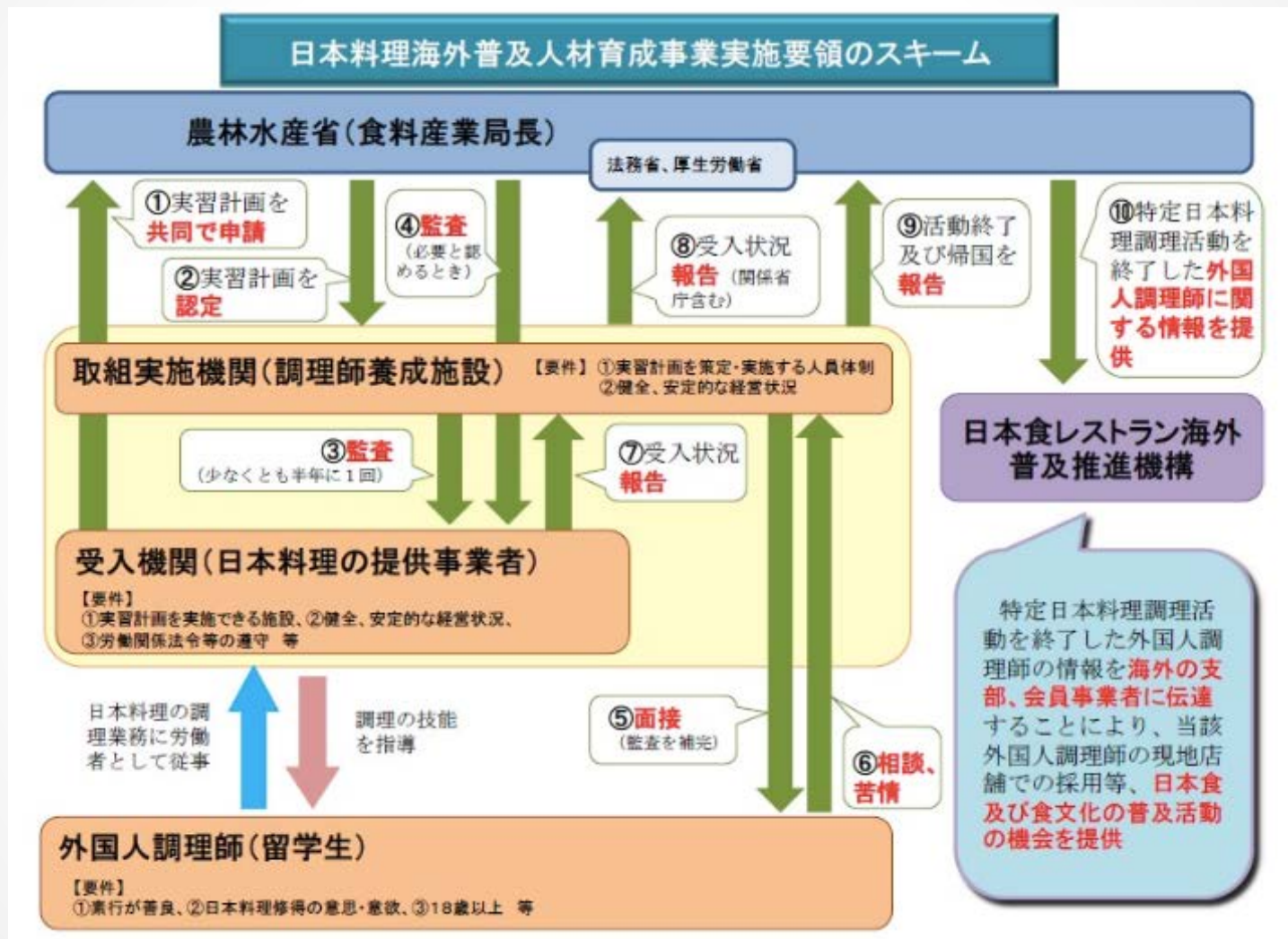
【規制法令】 出入国管理及び難民認定法 第27条（違反調査）

同上

第28条（違反調査について必要な取調べ及び報告の要求）など

### 資料③

外国人就労者の受け入れにあたっては「日本料理海外普及人材育成スキーム」のような機能が必要と考える。



※農林水産省ホームページ「日本料理海外普及人材育成事業について」より転載

## 4. 提案の経済社会的効果

### ①外国人人材の就労解禁による内需拡大、外貨獲得への貢献

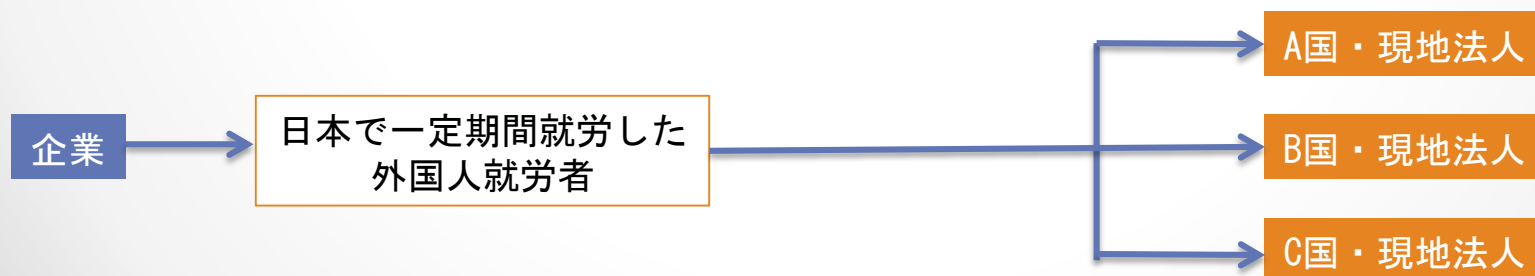
#### ①増加するインバウンドや海外からのビジネス・パーソンへの対応による内需拡大

日本の文化やコンテンツに憧れて留学を希望する外国人が、日本での就労も可能となることで、さらに増加。  
専門学校で技術や知識を習得した高度人材を企業が安定的に確保することで、外国人向け事業への投資が充実・売上増に。



#### ②企業の海外進出による外貨獲得

高度人材が実業の第一線で一定期間労働することで、技術や知識、サービスをより深く理解し、企業の現地進出事業の幹部として活用が可能。（資料④）



## 資料④経産省「平成26年度テストマーケティング等支援事業の成果」

### ベトナム：日本美容ブーム創出事業

- ◆ベトナムにおける日本の高度な美容サービス・美容製品の受容度、受容価格、行政手続き等の検証
- ◆TV通販番組の有効性、番組広告等によるPR効果の検証



- ◆3カ月で684人がサロンを利用
- ◆試験販売額は約700万円
- ◆美容・健康商品の商談4件成立
- ◆広告換算値は約9,150万円



- ◆引き続き、美容サロン、ショールームを積極的に展開



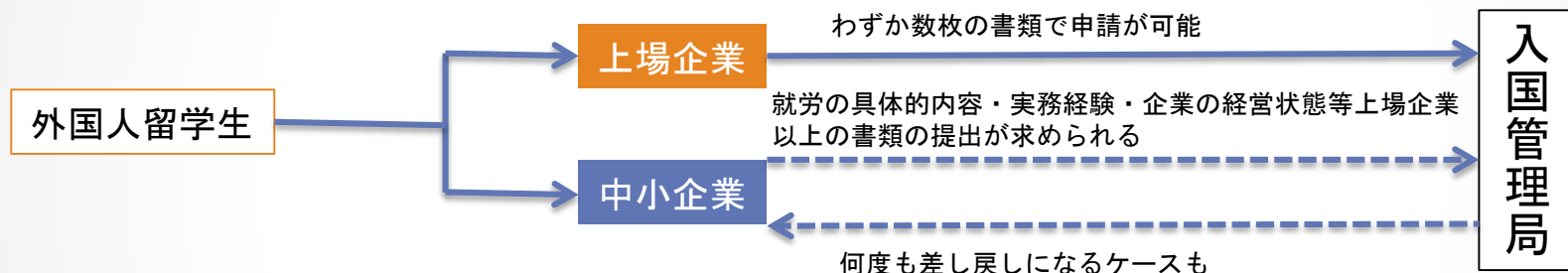
※経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課「クールジャパン政策について」（平成27年8月）より抜粋

## 4. 提案の経済社会的効果

### ②健全な外国人労働市場の形成

#### ①入管行政の不公平性・不透明性の解消

上場企業と中小企業の不公平な取り扱い、個別事案ごとの不透明性などが解消されることにより、「禁止はされていないが、實際上、就労は難しいのであきらめる」といったケースが解消され、外国人就労が拡大。



#### ②監視・取締の徹底による不法企業・不法就労者の排除

監視・取締の徹底によって、外国人を不法に業務従事されるような実態を解消し、「質の高い外国人に、きちんと仕事をして、レベルアップしてもらおう」、健全な外国人労働市場を形成。

